

公益財団法人静岡県国際交流協会定款

制定決議	平成 23 年 10 月 5 日
変更決議	平成 25 年 11 月 20 日
同	平成 28 年 3 月 16 日
同	令和 3 年 3 月 16 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人静岡県国際交流協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、県民の国際理解を深め、県民の国際交流活動を充実するとともに、多文化共生社会の発展に貢献する事業を行い、世界と調和し発展する静岡県に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、県民、外国籍住民、国際関係団体、自治体等が行う国際理解及び国際交流推進活動並びに多文化共生社会推進活動を支援し促進する次の事業を行う。

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 相談窓口の設置及び運営
- (3) 研修会、セミナー、講座等の開催
- (4) 指導者及びボランティアの育成及び養成
- (5) 講師等の派遣
- (6) 指導、助言、調整活動等
- (7) 無料職業紹介事業
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行う。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類等を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により承認を受けた書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規

則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 11 条 この法人に評議員 4 名以上 8 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 名又は 2 名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 この法人は、評議員に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集等)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基

づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長、出席した評議員の中から選出された議事録署名人 2 名及び議事録作成者である業務執行理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4 名以上 8 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。
 - 4 第 2 項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の業務執行理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 この法人は、理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集等)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、理事の中から議事録署名人として選出された者 2 名以上及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 33 条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める賛助会員に関する規程による。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 35 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは静岡県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは静岡県に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は鈴木與平、業務執行理事は杉山滋敏とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

勝間田芳壽 川井敏行 木苗直秀
里見和洋 田子博英 原田義明

附 則

この定款は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年3月16日から施行する。

名 簿

令和5年6月22日現在

公益財団法人 静岡県国際交流協会 役員等一覧

理事(8名) 任期：2年(令和6年度定時評議員会の終結の時まで)

	職名	氏名	所属・役職	備考
非常勤	理事	光安アベリダ*光江	浜松学院大学教授	
非常勤	理事	安間 浩	公益財団法人浜松国際交流協会業務執行理事	
非常勤	理事	杉山 滋敏	公益財団法人静岡県国際交流協会前業務執行理事	
非常勤	代表理事 (会長)	高貝 亮	弁護士	
非常勤	理事	富田 貴子	富士市国際交流ラウンジ運営協議会委員	
非常勤	理事	山口 祐子	公益財団法人静岡県国際交流協会前会長	
非常勤	理事	宮城島眞理	特定非営利活動法人Safety First 静岡 理事	
常 勤	理事	加山 勤子	公益財団法人静岡県国際交流協会事務局長	

監事(2名) 任期：4年(令和6年度定時評議員会の終結の時まで)

	職 名	氏 名	所属・役職	備考
非常勤	監 事	土村 暁文	静岡県市長会・静岡県町村会事務局長	
非常勤	監 事	海野 芳央	税理士	

評議員(8名) 任期：4年(令和6年度定時評議員会の終結の時まで)

	職 名	氏 名	所属・役職	備考
非常勤	評議員	大石 裕之	スルガ銀行株式会社 理事	
非常勤	評議員	石川 佳彦	静岡県私学協会 副会長	
非常勤	評議員	尾池 和夫	静岡県公立大学法人理事長兼静岡県立大学学長	
非常勤	評議員	杉本 康延	株式会社清水銀行 常務執行役員(中部清水地区駐在)	
非常勤	評議員	西ヶ谷嘉明	鈴与株式会社 専務取締役	
非常勤	評議員	鈴木 良則	一般社団法人 静岡県経営者協会専務理事	
非常勤	評議員	福島 豊	株式会社静岡銀行 取締役常務執行役員	
非常勤	評議員	横地 眞澄	静岡県多文化共生推進官兼地域外交局	

1 国際理解・交流推進事業

【 県民・団体への働きかけ、連携強化 】

(1) 情報収集提供事業

ア 情報誌(SIR Joy Press) 4,000部を年11回発行した。

イ ホームページ「SIR 静岡県国際交流協会」の保守及び5言語（日本語・やさしい日本語・英語・スペイン語・ポルトガル語）による情報提供を行った。

・平均ページビュー数 15,780件/月

(2) 国際理解教育事業

国際理解・交流推進に取り組む県内外団体が連携・協働を強化するとともに、県民への情報発信力を高めるため、地域課題に取り組む諸団体・実践者と連携して「アース(明日)カレッジ2022」を開催した。

「アース(明日)カレッジ2022」

- ・開催時期 令和4年7月31日(日)
- ・開催講座数 14講座、その他展示コーナー設置
- ・会場 静岡市葵生涯学習センター アイセル21(静岡市)
- ・講師 在日インドネシア留学生推進協会、静岡商業高等学校、しずおか自主夜間教室、静岡県中小企業家同友会、他
- ・参加者 201人(延人数)

(3) 外国語ボランティアバンク設置及び災害時外国語ボランティア育成事業(県委託事業)

県の国際的イベント開催時の言語支援や災害時の外国人住民への円滑な支援体制の構築等を図るため、語学が堪能な県民のボランティア登録を行うとともに、情報提供を行った。災害時の外国人支援体制を整備するため、災害時外国語ボランティアの募集・登録を行い、研修会を実施した。

ア 外国語ボランティアバンク設置

- ・登録者数 1,526名 31言語(内災害時外国語ボランティア 370名 23言語)

イ 災害時外国語ボランティア研修会の開催

静岡県災害時多言語支援センターや、災害時外国語ボランティアの活動についての説明及び講義を行った。

[東部] 「ボランティアの役割と心構え」

- ・開催時期 令和5年2月19日(日)
- ・会場 プラサヴェルデ402会議室(沼津市)
- ・講師 崔英善氏(地域国際化推進アドバイザー)
- ・参加者 15名

[中部] 「吉田町の防災まちづくりと災害時の対応について」

- ・開催時期 令和4年11月13日(日)
- ・会場 健康福祉センター はあとふる 2階研修室(吉田町)
- ・講師 吉田町防災課
- ・参加者 23名

[西部] 「災害情報の収集と事前の備え」

- ・開催時期 令和4年11月27日(日)
- ・会場 掛川市役所4階会議室(掛川市)
- ・講師 静岡県危機情報課、掛川国際交流センター
- ・参加者 34名

(4) 日本国際連合協会関連事業

国際連合の機能・活動に対する理解を深め、語学力の向上を図る機会を提供するため、「国連外国語講座（英語・韓国語）」を開催した。1期全10回、年間3期。

- ・開催時期 令和4年5～7月、9～12月、令和5年1～3月
- ・会場 静岡市、沼津市
- ・参加者 403名

【 海外との関係強化・維持 】

(5) 留学生支援事業

ア ふじのくに留学生親善大使設置事業

過去に委嘱した「ふじのくに留学生親善大使」に対し、国際交流事業の紹介をした。

- イ 留学生就職支援事業(公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム委託事業)
県内大学に在学し、静岡県内企業への就職を希望する留学生に対し、静岡県の産業や企業を学ぶ基礎講座や留学生のOBOG交流会、インターンシップ、企業訪問を実施した。

「基礎講座」

- ・開催時期 令和4年6月～令和5年3月
 - ・開催回数 静岡市5回・浜松市6回
 - ・会場 静岡市 静岡B-nest、静岡県男女共同参画センターあざれあ
浜松市 静岡大学浜松キャンパス、静岡文化芸術大学
 - ・講師 [静岡県企業]
 - ・(株)ユニバンス、協立電機(株)、静岡信用金庫、
(株)ソミックマネージメントホールディングス[キャリアカウンセラー他]
 - ・中山 勝氏（一般財団法人企業経営研究所 理事長）
 - ・岡村 めぐみ氏（HICE 外国人雇用サポートデスク相談員）
 - ・しずおかジョブステーション[行政書士]
 - ・守屋 和弘氏、沖田 祐子氏[留学生 OBOG]
 - ・ネパール出身 スズキ(株) サンディップ アチャラ氏
 - ・ベトナム出身 三栄ハイテックス(株) ファン テイ クオン ニャット氏
 - ・中国出身 (株)大鉄アドバンス 孫 江明氏
 - ・中国出身 協立電機(株) 金 笑杰氏
 - ・中国出身 (株)サンロフト 王 超然氏
 - ・マレーシア出身 (株)クリエイトエス・ディー タン カ シン氏
 - ・参加者 留学生 159名
- 「インターンシップ」
- ・開催時期 令和4年9月5日（月）～9月9日（金）
 - ・受入企業 (株)磯駒海苔、(株)サンロフト、日興美術（株）
 - ・参加者 留学生 5名

「企業訪問」

- ・開催時期 令和5年2月17日（金）
- ・訪問企業 （株）ユニバンス（湖西市）
- ・参加者 留学生9名

(6) 海外国際交流団体連携事業

国際相互理解を促進するため、市民交流希望案件を情報誌やホームページ等を通じ、県民や県内の青少年団体や女性団体、自治体等に情報提供、提案した。

(7) 海外移住者援護事業（県補助事業）

協会ホームページ内「オレンジネット」及び情報誌にブラジル、アルゼンチン、ペルーの各県人会から提供された情報を掲載し、海外静岡県人会への助成や高齢者表彰を行った。

- ・在外県人会への助成
ブラジル県人会 700 千円、アルゼンチン県人会 200 千円、ペルー県人会 200 千円、サンパウロ日伯援護協会 80 千円、アマゾニア日伯援護協会 80 千円
- ・在外県人高齢者表彰
ブラジル 6 名、ペルー 3 名、アメリカ 2 名

2 多文化共生推進事業

【 外国人住民支援 】

(1) 外国人住民支援アドバイザー設置事業（県委託事業）

外国人住民が抱える生活課題に対応するため、「静岡県多文化共生総合相談センターかめりあ」において外国人相談員及び日本人相談員を配置し、生活相談に対応した。

また、専門家による相談会を開催し、市町で実施される相談会等に出向き、各地域の相談対応を支援した。

「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」

- ・対応言語 ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、韓国語
- ・相談件数 2,587 件
- ・言語別件数 合計 2,473 件
ベトナム語 729 件、フィリピン語 435 件、日本語 424 件、インドネシア語 341 件、ポルトガル語 264 件、スペイン語 128 件、中国語 85 件、英語 61 件、韓国・朝鮮語 3 件、ネパール語 1 件、その他 2 件
- ・相談内容 合計 2,587 件
入管手続き 576 件、雇用・労働 207 件、社会保険・年金 177 件、身分関係 161 件、通訳・翻訳 153 件、医療 91 件、教育 69 件、税金 58 件、日本語学習 49 件、住宅 47 件、出産・子育て 43 件、交通・運転免許 35 件、防災・災害 19 件、その他 902 件

「専門家による相談会」

- 入国管理局相談会 77 件（全 12 回）、行政書士相談会 13 件（全 9 回）
- 法律相談会 44 件（全 24 回）、社労士相談会 11 件（全 7 回）

「出張専門相談会」

- ・会 場 6市（御殿場市、富士市、焼津市、藤枝市、掛川市、湖西市）
- ・相談件数 31件

(2) 外国人住民相談窓口高度化事業

外国人住民の生活で重要となる医療、福祉、教育、雇用、防災等の分野での具体的な支援策の構築を図るため、体制整備に向けた検討・研修会や調査を行った。

医療通訳者紹介や就労支援マッチング事業及び外国人の若者を対象としたキャリア及び日本語教育に取り組んだ。

ア 静岡県医療通訳体制整備事業（一財 自治体国際化協会助成金事業）

「遠隔ビデオに対応する医療通訳者の養成講座の開催及び登録」

当協会に登録されている通訳者（80名）を対象とし、遠隔ビデオに対応する専門医療通訳者の養成講座を実施した。対面と遠隔ビデオの違いや特有の技術を学び、ロールプレイを含めた実践的な内容とした。

- ・開催時期 ①令和4年7月24日（日）②8月6日（土）、8月7日（日）
- ・会 場 ①オンライン（Zoom）
② 静岡県男女共同参画センターあざれあ（静岡市）
静岡県国際交流協会共用会議室（静岡市）
- ・講 師 ① ポルトガル語医療通訳者
中萩エルザ氏（ブラジル医師免許有資格者）
② 中国語 宇野 冬美氏（中国医師免許）
フィリピノ語 パラデロ モン アンジェロ氏
（フィリピン看護師・EPA介護福祉士）
ベトナム語 デイン ティ ホン ニュン氏
（医療通訳技能検定試験1級取得）
ポルトガル語・スペイン語講師 形岡洋光氏（浜松医科大学）
- ・参加者 ①36名（ポルトガル語12名、スペイン語6名、中国語7名、
フィリピノ語4名、ベトナム語7名）
②27名（ポルトガル語9名、スペイン語6名、中国語4名
フィリピノ語4名、ベトナム語4名）
- ・登録者 27名（ポルトガル語9名、スペイン語6名、中国語4名
フィリピノ語4名、ベトナム語4名）

「遠隔ビデオによる医療通訳実証実験事業」

遠隔ビデオ医療通訳の実施方法について、医療従事者及び通訳者と協議し、モデル病院において実証実験を行った。

- ・モデル病院 沼津市立病院（沼津市）、静岡県立こども病院（静岡市）、菊川市立総合病院（菊川市）
- ・診療科 産婦人科13件、不整脈科1件
- ・通訳件数 フィリピノ語5件、ポルトガル語3件、スペイン語3件、
ベトナム語2件、中国語1件

「医療通訳者紹介」

- ・派遣者 20件（対面5件、オンライン15件（上記実証実験を含む））
- ・派遣病院 5言語（フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、中国語）
6病院（沼津市立病院（沼津市）、静岡県立こども病院（静岡市）、菊川市立総合病院（菊川市）、静岡県西部児童相談所（磐田市）、静岡済生会総合病院（静岡市）他）

イ 静岡型定住外国人就業・定着システム構築事業（県委託事業）

定住外国人の正社員就業を支援するため、外国人求職者への情報提供や就職相談に対応した。また、外国人従業員の雇用に関心のある企業に対してセミナーを開催し、外国人を適切かつ効果的に受け入れるための事例等を紹介した。

「企業向けセミナー」

外国人を雇用する企業担当者や社員による講話を行い、企業担当者向けに外国人社員採用の事例報告やアドバイザー派遣制度の説明を行った。

- ・開催時期 令和4年8月～令和5年2月
- ・開催回数 全5回
- ・会場 ①オンライン（Zoom）②静岡市 ③牧之原市 ④磐田市 ⑤富士市
- ・講師 企業経営者や人事担当者と外国人正社員
①（株）鈴与カーゴサービス浜松 ②鈴与カーゴネット（株）
③ 光誠工業（株）、（株）矢部製作所第一製造部
④ 平野ビニール工業（株）、（株）セイエイ
⑤ 富岳通運（株）富士宮支店
- ・参加者 ①15名 ②16名 ③11名 ④25名 ⑤9名

「定住外国人向けセミナー」

正社員として働く定住外国人が講師となり、派遣と正社員の違い、入社までの経緯、必要な日本語力等について講話を行った。

- ・開催時期 ①令和4年11月20日（日） ②令和5年3月5日（日）
- ・開催回数 全2回
- ・会場 ①浜松こども館分室（浜松市）②カトリック富士教会（富士市）
- ・参加者 ①13名 ②20名
- ・講師 外国人正社員
① ブラジル出身
廣川精機（株）ダニエル タケン ジュスチノ ダシルバ 氏
（株）静岡県セイブ自動車学校 タカダ アルベルト 氏
② ブラジル出身
（株）鈴与カーゴサービス富士 座間 アウレリオ マサル 氏

「進路機会を活用した情報提供」

市町が実施する進路説明会の場において、定住外国人が講話者となり、自身の就職に至るまでの経験談や、仕事内容について紹介した。全3回。

- ・開催時期 ①令和4年7月30日（土） ②8月3日（水） ③8月6日（土）
- ・会場 ①静岡市清水庁舎（静岡市） ②袋井市教育会館（袋井市）

- ③ 焼津公民館（焼津市）
- ・講師 外国人正社員、子育て経験者
 - ① ブラジル出身 袋井市役所職員 田中 琢間 氏
 - ② フィリピン出身 アツミテック（株）ニウエル ドウエラス 氏
ブラジル出身 子育て経験者 田中 カルドーソ多美 氏
 - ③ ブラジル出身 インフィック(株) 宮城 ユカリ 氏
- ・参加者 ①34名 ②8名 ③29名

「アドバイザー派遣」

就職を希望する定住外国人及び雇用に関心のある企業双方に寄り添い、アドバイスをを行った。

- ・アドバイザー 海外駐在経験者、キャリアコンサルタント、日本語教師、社会保険労務士、行政書士等
- ・アドバイザー派遣回数 58回
- ・企業登録者数 79社（令和5年3月末時点）
- ・正社員登用につなげた実績 31件

ウ 外国につながる高校生を対象とした日本語教育及びキャリア支援事業

（一財 自治体国際化協会助成金事業）

「外国につながる高校生の進路を応援する『オレンジガイド』及び進路ワークブックの作成」

高校の先生や支援者が生徒に進路についてアドバイスをする際に活用することを目的としたガイドブックを日本語、ポルトガル語で作成した。また、フィリピン語を加えた3言語のデータはホームページからダウンロードできるようにした。

高校生が進路を自分事として捉え、具体的な手立てを自分で考えることを目的としたワークブックを作成し、ホームページに掲載した。

- ・作成部数 「オレンジガイド」日本語版 500部 ポルトガル語版 300部
- ・協力 NPO 法人浜松日本語・日本文化研究会

「日本語クラスの開催」

日本語能力が不十分で学校生活や授業理解に課題を抱えている生徒を対象とし、進路決定や漢字強化を目的とした日本語指導を行った。

- ・開催時期 令和4年9月～令和5年2月
- ・会場 私立誠恵高校（沼津市）、県立浜松北高校定時制課程（浜松市）
- ・回数 誠恵高校 全12回 浜松北高校 全19回
- ・生徒数 誠恵高校 11名 浜松北高校 10名
- ・協力 グランジャー・グローバル・アカデミー（沼津市にある日本語学校）

(3) 日本語指導ボランティア研修会開催事業

外国人住民への日本語指導を行うボランティアの資質向上及び地域日本語教育の推進を目的とし、「静岡県日本語ボランティアセミナー2023」を静岡県と共催で開催した。多文化共生社会における地域日本語教育について理解を深める講義と、静岡県が実施するモデル日本語教室等の報告が行われた。

「静岡県日本語ボランティアセミナー2023」

- ・開催時期 令和5年1月21日（土）
- ・開催方法 オンライン（Zoom）
- ・講師 菊池哲佳氏（一社 多文化社会専門職機構）
富士市市民活躍・男女共同参画課、焼津市市民協働課
岡田理江氏（NPO 浜松日本語日本文化研究会）

- ・参加者 80名

日本語サポーター

- ・登録者数 405名（令和5年3月31日現在）

(4) 外国人学校児童生徒日本語支援事業

外国人学校に通う児童生徒の日本語教育について、日本語指導者等と課題を共有した。必要な支援を「子どものための日本語学習支援基金」事業につなげた。

【 地域連携・協働事業 】

(5) 多文化共生団体ネットワーク構築

県内市町の国際交流協会や相談窓口、社会福祉協議会等、関係機関と情報共有を図り、生活困窮者に対して生活資金の貸付制度の情報提供や申請にかかる支援を行った。

(6) 外国人児童支援事業

県拠出金や民間寄附等を財源とする「子どものための日本語学習支援基金」を活用して、日本語学習指導者派遣事業及び日本語学習教材給付事業を実施した。なお、令和4年度をもって基金は終了した。

「日本語学習指導者派遣事業」

- ・派遣実施校 2校 ソヒゾ・デ・クリアンサ（菊川市）
オブジェチャーボ・ジ・イワタ（磐田市）

「日本語学習教材給付事業」

- ・給付校 5校 エスコーラ・フジ（富士市）、ソヒゾ・デ・クリアンサ（菊川市）、ニッポ・ブラジレイロ（菊川市）、オブジェチャーボ・ジ・イワタ（磐田市）、ムンド・デ・アレグリア（浜松市）
- ・給付対象者 370名

(7) 外国人技能実習生等日本語支援事業

ア 技能実習生の日本語教育は、企業責任において実施すべきとの考えをもとに、日本語支援者の紹介や地域のイベント参加を促す取組を継続的に行った。

イ ウクライナ避難者日本語教育推進事業（県委託事業）

県内に居住するウクライナ避難民を対象とし、個別の聞き取りを行った上で日本社会で生活を営む上で必要となる初期日本語教育を実施した。学齢期の子どもに対しては円滑に学校生活を送ることができるよう、在籍学校で日本語指導を実施した。

- ・開催時期 令和4年10月～令和5年3月
- ・実施地域 清水町、御殿場市、富士市、静岡市、掛川市
- ・避難者数 16名（大人12名 子ども4名）

正味財産増減計算書(令和4年度決算)

令和4年4月1日から令和5年3月31日

科 目	令和4年度 (当年度)	令和3年度 (当年度)	増 減 (R3-R2)	備 考
I 一般正味財産の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収益				
ア 基本財産運用益	18,176,049	17,715,624	460,425	
基本財産受取利息	18,176,049	17,715,624	460,425	
イ 特定資産運用益	532	514	18	
特定資産運用益	532	514	18	
ウ 受取会費	540,000	550,000	-10,000	
賛助会員収入	540,000	550,000	-10,000	
エ 事業収益	8,015,725	5,272,290	2,743,435	
研修事業収入	6,696,000	4,469,000	2,227,000	
その他事業収入	1,319,725	803,290	516,435	
オ 受取補助金等	23,942,757	23,350,912	591,845	
県補助金収入等	2,700,000	2,600,000	100,000	
国際交流事業委託等収入	21,242,757	20,750,912	491,845	
カ 受取寄付金	952,035	2,107,511	-1,155,476	
受取寄付金等振替額	867,724	1,963,511	-1,095,787	
寄付金収入	84,311	144,000	-59,689	
キ 雑収益	848	404	444	
受取利息	848	404	444	
雑収益	0	0	0	
経常収益計(1)=ア~キ	51,627,946	48,997,255	2,630,691	
(2)経常費用				
ア 事業費	51,733,699	47,276,562	4,457,137	
役員報酬	4,328,567	4,281,787	46,780	
常勤職員給料手当	14,278,333	12,873,760	1,404,573	
臨時職員給料手当	6,834,849	7,134,854	-300,005	
賞与引当金繰入額	1,462,563	1,921,791	-459,228	
退職給付費用	1,804,541	1,202,171	602,370	
福利厚生費	3,150,884	3,213,929	-63,045	
旅費交通費	464,606	258,130	206,476	
通信運搬費	3,747,590	4,402,344	-654,754	
減価償却費	0	0	0	
会議費	5,475	6,170	-695	
消耗品費	1,294,120	1,845,972	-551,852	
印刷製本費	1,247,880	933,395	314,485	
光熱水費	338,961	275,374	63,587	
賃借料	1,757,244	1,246,062	511,182	
諸謝金	6,417,700	3,886,865	2,530,835	
公租公課	1,353,400	1,184,200	169,200	
支払負担金	212,385	205,000	7,385	
支払助成金	1,260,001	1,265,000	-4,999	
支払委託費	1,336,500	742,500	594,000	
雑費	438,100	397,258	40,842	
イ 管理費	2,875,617	2,788,301	87,316	
役員報酬	1,082,000	1,070,446	11,554	
常勤職員給料手当	0	0	0	

賞与引当金繰入額	0	114,675	-114,675	
退職給付費用	0	0	0	
福利厚生費	67,000	67,000	0	
会議費	0	0	0	
旅費交通費	132,989	127,340	5,649	
通信運搬費	270,188	329,700	-59,512	
消耗品費	76,730	3,691	73,039	
印刷製本費	23,015	27,057	-4,042	
光熱水費	58,000	47,000	11,000	
賃借料	243,150	51,300	191,850	
諸謝金	885,500	903,100	-17,600	
支払負担金	22,600	35,550	-12,950	
公租公課	2,040	2,240	-200	
雑費	12,405	9,202	3,203	
経常費用計(2)=ア+イ	54,609,316	50,064,863	4,544,453	
(3) 評価損益計				
ア 評価損益等調整前当期経常損益等	0	0	0	
イ 基本財産評価損益等	0	0	0	
ウ 特定資産評価損益等	0	0	0	
エ 投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益計(3)=ア~エ	0	0	0	
(4) 当期経常増減額				
当期経常増減額=(1)-(2)-(3)	-2,981,370	-1,067,608	-1,913,762	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
ア 他会計からの繰入額	0	0	0	
経常外収益計(1)	0	0	0	
(2) 経常外費用				
ア 他会計への振替額	0	0	0	
経常外費用計(2)	0	0	0	
(3) 当期経常外増減額				
当期経常外増減額=(1)-(2)	0	0	0	
3 当期一般正味財産増減額=1+2	-2,981,370	-1,067,608	-1,913,762	
4 一般正味財産期首残高	51,830,276	52,897,884	-1,067,608	
5 一般正味財産期末残高=3+4	48,848,906	51,830,276	-2,981,370	
II 指定正味財産の部				
ア 受取寄附金	11,000	509,000	-498,000	
受取寄附金	11,000	509,000	-498,000	
イ 基本財産運用益	18,162,197	17,768,003	394,194	
基本財産利息収入	18,162,197	17,768,003	394,194	
ウ 一般正味財産への振替額	19,043,773	19,679,135	-635,362	
一般正味財産への振替額	19,043,773	19,679,135	-635,362	
1 指定正味財産増減額=ア+イ-ウ	-870,576	-1,402,132	531,556	
2 指定正味財産期首残高	919,783,837	921,185,969	-1,402,132	
3 指定正味財産期末残高=1+2	918,913,261	919,783,837	-870,576	
III 正味財産期末残高= I 5+ II 3	967,762,167	971,614,113	-3,851,946	

正味財産増減:計算書・内訳(令和4年度決算)

令和4年4月1日から令和5年3月31日

科 目	公益目的事業 国際理解・交流及び 多文化共生推進事業	法人会計	内部取 引消去	合 計
I 一般正味財産の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収益				
ア 基本財産運用益	15,449,642	2,726,407	0	18,176,049
基本財産受取利息	15,449,642	2,726,407	0	18,176,049
イ 特定資産運用益	532	0	0	532
特定資産運用益	532	0	0	532
ウ 受取会費	540,000	0	0	540,000
賛助会員収入	540,000	0	0	540,000
エ 事業収益	8,015,725	0	0	8,015,725
研修事業収入	6,696,000	0	0	6,696,000
その他事業収入	1,319,725	0	0	1,319,725
オ 受取補助金等	23,942,757	0	0	23,942,757
県補助金収入等	2,700,000	0	0	2,700,000
国際交流事業委託等収入	21,242,757	0	0	21,242,757
カ 受取寄付金	952,035	0	0	952,035
受取寄付金等振替額	867,724	0	0	867,724
寄付金収入	84,311	0	0	84,311
キ 雑収益	848	0	0	848
受取利息	848	0	0	848
雑収益	0	0	0	0
経常収益計(1)=ア~キ	48,901,539	2,726,407	0	51,627,946
(2)経常費用				
ア 事業費	51,733,699	0	0	51,733,699
役員報酬	4,328,567	0	0	4,328,567
常勤職員給料手当	14,278,333	0	0	14,278,333
臨時職員給料手当	6,834,849	0	0	6,834,849
賞与引当金繰入額	1,462,563	0	0	1,462,563
退職給付費用	1,804,541	0	0	1,804,541
福利厚生費	3,150,884	0	0	3,150,884
旅費交通費	464,606	0	0	464,606
通信運搬費	3,747,590	0	0	3,747,590
減価償却費	0	0	0	0
会議費	5,475	0	0	5,475
消耗品費	1,294,120	0	0	1,294,120
印刷製本費	1,247,880	0	0	1,247,880
光熱水費	338,961	0	0	338,961
賃借料	1,757,244	0	0	1,757,244
諸謝金	6,417,700	0	0	6,417,700
公租公課	1,353,400	0	0	1,353,400
支払負担金	212,385	0	0	212,385
支払助成金	1,260,001	0	0	1,260,001
支払委託費	1,336,500	0	0	1,336,500
雑費	438,100	0	0	438,100
イ 管理費	0	2,875,617	0	2,875,617
役員報酬	0	1,082,000	0	1,082,000
常勤職員給料手当	0	0	0	0

賞与引当金繰入額	0	0	0	0
退職給付費用	0	0	0	0
福利厚生費	0	67,000	0	67,000
会議費	0	0	0	0
旅費交通費	0	132,989	0	132,989
通信運搬費	0	270,188	0	270,188
消耗品費	0	76,730	0	76,730
印刷製本費	0	23,015	0	23,015
光熱水費	0	58,000	0	58,000
賃借料	0	243,150	0	243,150
支払負担金	0	22,600	0	22,600
諸謝金	0	885,500	0	885,500
公租公課	0	2,040	0	2,040
雑費	0	12,405	0	12,405
経常費用計(2)=ア+イ	51,733,699	2,875,617	0	54,609,316
(3) 評価損益計				
ア 評価損益等調整前当期経常損益等	0	0	0	0
イ 基本財産評価損益等	0	0	0	0
ウ 特定資産評価損益等	0	0	0	0
エ 投資有価証券評価損益等	0	0	0	0
評価損益計(3)=ア~エ	0	0	0	0
(4) 当期経常増減額				
当期経常増減額=(1)-(2)-(3)	-2,832,160	-149,210	0	-2,981,370
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
ア 他会計からの繰入額	0	0	0	0
経常外収益計(1)	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
ア 他会計への振替額	0	0	0	0
経常外費用計(2)	0	0	0	0
(3) 当期経常外増減額				
当期経常外増減額=(1)-(2)	0	0	0	0
3 当期一般正味財産増減額=1+2	-2,832,160	-149,210	0	-2,981,370
4 一般正味財産期首残高	44,151,474	7,678,802	0	51,830,276
5 一般正味財産期末残高=3+4	41,319,314	7,529,592	0	48,848,906
II 指定正味財産の部				
ア 受取寄附金	11,000	0	0	11,000
受取寄附金	11,000	0	0	11,000
イ 基本財産運用益	15,437,867	2,724,330	0	18,162,197
基本財産利息収入	15,437,867	2,724,330	0	18,162,197
ウ 一般正味財産への振替額	16,317,366	2,726,407	0	19,043,773
一般正味財産への振替額	16,317,366	2,726,407	0	19,043,773
1 指定正味財産増減額=ア+イ-ウ	-868,499	-2,077	0	-870,576
2 指定正味財産期首残高	782,020,672	137,763,165	0	919,783,837
3 指定正味財産期末残高=1+2	781,152,173	137,761,088	0	918,913,261
III 正味財産期末残高= I 5+ II 3	822,471,487	145,290,680	0	967,762,167

令和4年度 公益財団法人静岡県国際交流協会 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金預金	0	0	0
普通預金	29,743,581	33,212,201	△ 3,468,620
現金預金合計	29,743,581	33,212,201	△ 3,468,620
(2) その他流動資産			
未収金	2,100,935	2,282,288	△ 181,353
その他流動資産合計	2,100,935	2,282,288	△ 181,353
流動資産合計	31,844,516	35,494,489	△ 3,649,973
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	900,825,396	908,839,248	△ 8,013,852
定期預金	18,000,000	10,000,000	8,000,000
普通預金	87,865	76,865	11,000
基本財産合計	918,913,261	918,916,113	△ 2,852
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	19,534,038	17,729,497	1,804,541
公益目的事業積立預金	7,000,000	7,000,000	0
運営準備積立預金	9,264,780	9,264,780	0
子ども基金積立預金	0	867,724	△ 867,724
ホームページ更新事業準備預金	3,500,000	2,500,000	1,000,000
特定資産合計	39,298,818	37,362,001	1,936,817
(3) その他固定資産			
什器備品	2	2	0
電話加入権	216,000	216,000	0
その他固定資産合計	216,002	216,002	0
固定資産合計	958,428,081	956,494,116	1,933,965
資産合計	990,272,597	991,988,605	△ 1,716,008

II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,443,856	601,806	842,050
預り金	69,973	6,723	63,250
賞与引当金	1,462,563	2,036,466	△ 573,903
流動負債合計	2,976,392	2,644,995	331,397
2. 固定負債			
退職給与引当金	19,534,038	17,729,497	1,804,541
固定負債合計	19,534,038	17,729,497	1,804,541
負債合計	22,510,430	20,374,492	2,135,938
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
県寄付金	797,798,527	798,680,103	△ 881,576
市町村寄付金	100,160,000	100,160,000	0
その他寄付金	20,954,734	20,943,734	11,000
指定正味財産合計	918,913,261	919,783,837	△ 870,576
(うち基本財産への充当額)	(918,913,261)	(918,916,113)	2,852
(うち特定財産への充当額)	(0)	(867,724)	867,724
2. 一般正味財産	48,848,906	51,830,276	△ 2,981,370
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(19,764,780)	(18,764,780)	(1,000,000)
正味財産合計	967,762,167	971,614,113	△ 3,851,946
負債及び正味財産合計	990,272,597	991,988,605	△ 1,716,008

令和4年度 公益財団法人静岡県国際交流協会 財産目録
令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	0
預金	普通預金 静岡銀行県庁支店	運転資金として	29,206,176
			0
			53,766
	静岡銀行県庁支店	運転資金として	16,207
	スルガ銀行静岡県庁支店	運転資金として	295,040
	清水銀行静岡支店	運転資金として	172,392
未収金		県費補助金・委託金未収分外	2,100,935
流動資産合計			31,844,516
(固定資産)			
基本財産			
基本財産投資有価証券	北海道電力株式会社 第302回社債	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	100,000,000
	愛知県・名古屋市折半保証 第96回名古屋高速道路債券 利付国債(20年) 第109回	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	99,959,854
	利付国債(20年) 第109回	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	359,466,404
	東京電力株式会社社債第560回(20年)	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	300,000,000
	利付国債(20年) 第61回	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	0
	東京電力パワーグリッド株式会社第46回社債	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	41,399,138
基本財産定期預金	静岡銀行県庁支店	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	18,000,000
基本財産普通預金	静岡銀行県庁支店	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	87,865
特定資産			
退職給与引当預金	静岡銀行県庁支店	従業員2名に対する退職金の支払いに備えたもの	19,534,038
公益目的事業積立預金	静岡銀行県庁支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	7,000,000
運営準備積立預金	静岡銀行県庁支店	運用益を公益目的事業の財源として使用している。	9,264,780
子ども基金積立預金	静岡銀行県庁支店	公益目的事業のために使用する財産である。	0
ホームページ更新事業準備預金	静岡銀行県庁支店	ホームページのリニューアルに向けた準備金として管理	3,500,000
その他固定資産			
什器備品	机外	公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している。	2
電話加入権		85%が公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用し、残り15%を管理活動に使用している。	216,000
固定資産合計			958,428,081
資産合計			990,272,597
(流動負債)			
未払金	租税公課に対する請求額	消費税外	1,443,856
預り金		雇用保険料、社会保険料	69,973
賞与引当金		職員2名に対する令和2年6月支給賞与の支払いに備えたもの	1,462,563
流動負債合計			2,976,392
(固定負債)			
退職給付引当金		従業員3名に対する退職金の支払いに備えたもの	19,534,038
固定負債合計			19,534,038
負債合計			22,510,430
正味財産			967,762,167

令和5年度 公益財団法人静岡県国際交流協会事業計画書

1 事業背景

1月に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針の変更等が決定された。今後特段の事情が生じない限り、5月から「5類感染症」に位置付けられることになり、令和2年に国内初の感染者が確認され、丸3年のコロナ禍も今後収束の方向で推移していくと思われる。静岡県の外国人住民数は、令和4年5月末現在102,631人となり過去最多となった。国籍別では、ネパールやインドネシア等、アジア諸国が高い増加率となり、在留資格別では、技能実習生や新たに創設された特定技能の伸びが目立っている等、今後も多国籍化・定住化が進むと予想される。

相談事業においては、国の交付金を活用した各市町の外国人相談窓口設置が進んでいるが、対応は行政手続きや機械翻訳・通訳による相談に留まる等、言葉の壁や外国人の多くが直面する横断的な内容に配慮しているとは言えない。外国人の置かれている状況やニーズを的確に把握し、寄り添って支援を行う外国人相談員や通訳者が求められている。また、外国につながりを持つ生徒の高校進学率は一定数伸びているが、日本語指導体制が不十分な高校において、中退者や卒業後もアルバイトや派遣・請負等不安定な環境で働く若者の存在が大きな課題となっている。

2 重点事業

(1)「相談体制の強化及び安心して医療・保健・福祉等のサービスを受けられるための支援」

県からの委託を受け、運営する相談窓口業務は、令和5年度で5年目となる。相談窓口の周知も進み、月200件、年に3,000件弱の相談を受けている。件数は横ばいであるが、相談対応や内容には変化がみられる。令和4年度の相談窓口事業では、特に、学校での親子面談、病院や児童相談所の診断やカウンセリング、生活困窮者支援のための福祉相談等から急増したが、専門機関における通訳者の不在により、相談窓口での負担が重く、やむを得ず支援の中断も数多くあった。

令和5年度は、国が外国籍ヤングケアラー支援として、日本語が不慣れな親の通訳を子どもが担わなくていいように、役所や病院に親が出向く際に通訳の専門職を同行させる新事業を始める等、通訳支援の必要性は高まっていることから、県や市町の動きを見ながら、専門機関と相談窓口をつなぐ「多言語コーディネーター」の任命及び紹介を行う。

また、静岡県は南米出身の方が多く滞在は長期化するなど、外国人住民でこころの相談を必要とするケースが増えていることから、母語専門家によるこころの相談窓口設置事業に着手する。

(2)「教育機会・適正な労働環境の確保」

令和4年度は、県の労働雇用政策課からの委託事業で、商工会議所や県トラック協会等と連携し、企業に対して外国人の若者を適性に受け入れる働きかけを行った。また、ブラジル人学校や高校定時制課程等に積極的に関わり、放課後等を活用した生徒の日本語支援やキャリア教育を行うとともに、就職希望の生徒については、企業との具体的なマッチングを進めている。

令和5年度は、高校における日本語指導が制度化され、これまで小中学校でのみ運用されていた「特別の教育課程」が高校においても編成・運用できるようになる。県の動向を注視し、生徒自身が進路について自分事として考えられるよう、高校内外において外国につながる高校生のキャリア教育及び日本語教育に関わっていく。外国につながる高校生の支援は彼らの保護者が日本の制度や進路にかかる準備について理解する事が鍵であることを痛感しているため、母語支援者や市町国際交流協会、関係団体の協力を得ながら生徒及び保護者の理解を促進させるための取り組みを進める。

令和5年度事業計画

【 国際理解・交流及び多文化共生推進事業 】

1 国際理解・交流推進事業（22,091千円 共通経費含む）

(1) 情報収集提供事業（3,220千円）

県民、国際関係団体、企業等の参加、連携の契機とするために、県内の国際理解促進活動や国際交流活動及び外国人住民の生活に役立つ情報を情報誌「SIR Joy Press」及びホームページ等により、広く県民、外国人住民に提供します。

(2) 国際理解教育事業（466千円）

国際理解教育推進や国際交流活動の対象及び主体となる若者や関係団体を育成し、活動の拡大を図るため、国際理解教育の推進主体である国際関連団体と協力、連携して国際的課題を考える「アース（明日）カレッジ」を開催します。

(3) 外国語ボランティアバンク設置事業（1,069千円）（一部県委託事業）

県の国際的イベント開催時の言語支援や災害時の外国人住民への円滑な支援体制の構築等を図るため、語学が堪能な県民のボランティア登録及び管理を行うとともに、通訳ニーズを踏まえた情報提供及び資質向上研修を実施します。

(4) 日本国際連合協会関連事業（9,537千円）

国際協力、国際相互理解の拠点である国際連合活動の普及と国際的活動の基礎能力を修得するための低廉な語学講座を開催します。

(5) 留学生支援事業（1,372千円）

（一部公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム委託事業）

県民との交流による国際化の推進や母国と静岡県との架け橋となり、友好交流を促進するため、留学生や企業で活躍する外国人の若者を地域交流事業につなげます。

また、県内企業への就職希望者に対し必要な能力や知識の習得、就職機会の拡大を図るため、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムの委託を受けて、留学生就職支援やインターンシップマッチング事業を開催します。

(6) 海外国際交流団体連携事業

国際相互理解を促進するため、浙江省、韓国仁川市等からの市民交流希望案件を青少年団体や女性団体、自治体等に紹介し、実現に向けて調整支援等を行います。

(7) 海外移住者援護事業（1,744千円）（県補助事業）

県レベルの国際交流を円滑に進めるための国際協力事業の一環として、県の補助を受けて、海外静岡県人会への助成や高齢者表彰を行うとともに、中南米等へ移住した子弟に対する支援を行います。

2 多文化共生推進事業 (24,953 千円 共通経費含む)

(1) 外国人住民支援アドバイザー設置事業 (11,610 千円) (県委託事業)

経済・労働情勢の動向、入国管理制度改正、滞在の長期化や定住化に伴い複雑化する外国人住民が抱える課題等に対応するため、県の委託を受け、「静岡県多文化共生総合相談センター」として、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語等多言語の能力を持つ相談員と日本人の相談員を配置した相談窓口を設けます。専門機関と連携し、外国人のための専門相談会等を開催するとともに、各地域の相談窓口の活動を支援します。

(2) 外国人住民相談窓口高度化事業 (4,014 千円)

外国人住民の生活に重要となる医療、福祉、教育、雇用、防災等への具体的な支援を行うため国や県等の動向を踏まえ、体制整備に向けた検討・研修会を行います。

相談事業は、専門機関と相談窓口をつなぐ「多言語コーディネーター」の育成を行います。

医療機関等からの依頼により医療通訳者の紹介を行います。

就労支援は、定住外国人や外国につながる高校生等将来を担う若者を対象としたキャリア教育及び日本語教育を実施します。

外国人住民の生活に寄り添ったサポートの実施や、地域支援者等と連携した体制づくりに努めます。

(3) 日本語指導ボランティア研修会開催事業 (425 千円)

外国人住民への日本語指導を行うボランティアのスキルアップを図るため、研修会や日本語ボランティアセミナー等を開催します。

(4) 外国人学校児童生徒日本語支援事業 (680 千円)

日本語学習環境が整っていない外国人学校在籍児童を支援するため、ボランティア等による日本語指導を行います。

(5) 多文化共生ネットワーク構築事業

外国人住民支援策を展開する県内の市町国際交流協会や活動団体の連携や協働の充実強化を図るため、関係情報の収集や提供、共同調査、合同研修などを行います。

(6) 外国人児童支援事業

学校教員や外国人支援員・相談員、ボランティアなどが指導方法の基礎的な知識や技能を学ぶ研修会の開催や、外国人学校や NPO 等を通じ子どもの日本語習得や地域での居場所づくりなどの支援を行います。

(7) 外国人技能実習生日本語支援事業

外国人技能実習生への日本語指導を通して、企業活動、住民と実習生の相互交流・相互理解の促進が図られるように、企業からの要請に応じて日本語習得機会の情報提供等支援を行います。

令和5年度 正味財産増減計算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日

(単位:千円)

科 目	令和5年度 (当初予算額)	令和4年度 (当初予算額)	増 減 (R5-R4)	備 考
I 一般正味財産の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収益				
ア 基本財産運用益	18,097	18,177	-80	
基本財産受取利息	18,097	18,177	-80	
イ 特定資産運用益	1	1	0	
特定資産運用益	1	1	0	
ウ 受取会費	1,000	1,000	0	
賛助会員収入	1,000	1,000	0	
エ 事業収益	11,220	10,800	420	
研修事業収入	9,500	9,500	0	
その他事業収入	1,720	1,300	420	
オ 受取補助金等	17,487	17,498	-11	
県補助金収入等	1,600	2,600	-1,000	
国際交流事業委託等収入	15,887	14,898	989	
カ 受取寄付金	100	1,447	-1,347	
基本財産指定寄付金	0	0	0	
寄付金収入	100	100	0	
受取寄付金等振替額	0	1,347	-1,347	
キ 雑収益	8	8	0	
受取利息	8	8	0	
経常収益計(1)=ア~キ	47,913	48,931	-1,018	
(2)経常費用			0	
ア 事業費	47,044	50,077	-3,033	
役員報酬	4,400	4,400	0	
常勤職員給料手当	13,415	14,432	-1,017	
臨時職員給料手当	6,276	6,040	236	
賞与引当金繰入額	1,724	1,500	224	
退職給付費用	600	1,876	-1,276	
福利厚生費	3,440	3,500	-60	
旅費交通費	894	656	238	
通信運搬費	2,827	2,893	-66	
減価償却費	0	0	0	
会議費	20	62	-42	
消耗品費	580	1,155	-575	
印刷製本費	974	1,375	-401	
光熱水費	400	280	120	
賃借料	1,855	2,028	-173	
諸謝金	4,996	5,480	-484	
公租公課	920	1,060	-140	
支払負担金	213	15	198	
支払助成金	1,260	1,270	-10	
支払委託費	1,782	1,782	0	
基本財産預金支出	0	0	0	
雑費	468	273	195	

イ 管理費	3,252	2,898	354
役員報酬	1,100	1,100	0
常勤職員給料手当	0	0	0
賞与引当金繰入額	119	0	119
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	60	67	-7
会議費	5	5	0
旅費交通費	80	80	0
通信運搬費	370	370	0
消耗品費	10	10	0
印刷製本費	46	46	0
光熱水費	47	47	0
賃借料	230	110	120
諸謝金	1,000	1,000	0
支払負担金	36	36	0
公租公課	0	0	0
基本財産預金支出	0	0	0
雑費	149	27	122
經常費用計(2) = ア + イ	50,296	52,975	-2,679
(3) 評価損益計			0
ア 評価損益等調整前当期經常損益等	0	0	0
イ 基本財産評価損益等	0	0	0
ウ 特定資産評価損益等	0	0	0
エ 投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益計(3) = ア ~ エ	0	0	0
(4) 当期經常増減額			0
当期經常増減額 = (1) - (2) - (3)	-2,383	-4,044	1,661
2 經常外増減の部			0
(1) 經常外収益			0
ア 他会計からの繰入額	0	0	0
經常外収益計(1)	0	0	0
(2) 經常外費用			0
ア 他会計への振替額	0	0	0
經常外費用計(2)	0	0	0
(3) 当期經常外増減額			0
当期經常外増減額 = (1) - (2)	0	0	0
3 当期一般正味財産増減額 = 1 + 2	-2,383	-4,044	1,661
4 一般正味財産期首残高	33,811	37,855	-4,044
5 一般正味財産期末残高 = 3 + 4	31,428	33,811	-2,383
II 指定正味財産の部			0
ア 受取寄附金	-7	-5	-2
受取寄附金	10	10	0
基本財産評価益	-17	-15	-2
イ 基本財産運用益	18,097	18,177	-80
基本財産利息収入	18,097	18,177	-80
ウ 一般正味財産への振替額	18,097	19,524	-1,427
一般正味財産への振替額	18,097	19,524	-1,427
1 指定正味財産増減額 = ア + イ - ウ	-7	-1,352	1,345
2 指定正味財産期首残高	930,390	931,742	-1,352
3 指定正味財産期末残高 = 1 + 2	930,383	930,390	-7
III 正味財産期末残高 = I 5 + II 3	961,811	964,201	-2,390

令和5年度 正味財産増減計算書・内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(単位:千円)

科 目	公益目的事業 国際理解・交流及び 多文化共生推進事業	法人会計	内部取 引消去	合 計
I 一般正味財産の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収益				
ア 基本財産運用益	15,382	2,715	0	18,097
基本財産受取利息	15,382	2,715	0	18,097
イ 特定資産運用益	1	0	0	1
特定資産運用益	1	0	0	1
ウ 受取会費	1,000	0	0	1,000
賛助会員収入	1,000	0	0	1,000
エ 事業収益	11,220	0	0	11,220
研修事業収入	9,500	0	0	9,500
その他事業収入	1,720	0	0	1,720
オ 受取補助金等	17,487	0	0	17,487
県補助金収入等	1,600	0	0	1,600
国際交流事業委託等収入	15,887	0	0	15,887
カ 受取寄付金	100	0	0	100
基本財産指定寄付金	0	0	0	0
寄付金収入	100	0	0	100
受取寄付金等振替額	0	0	0	0
キ 雑収益	8	0	0	8
受取利息	8	0	0	8
経常収益計(1)＝ア～キ	45,198	2,715	0	47,913
(2)経常費用				
ア 事業費	47,044	0	0	47,044
役員報酬	4,400	0	0	4,400
常勤職員給料手当	13,415	0	0	13,415
臨時職員給料手当	6,276	0	0	6,276
賞与引当金繰入額	1,724	0	0	1,724
退職給付費用	600	0	0	600
福利厚生費	3,440	0	0	3,440
旅費交通費	894	0	0	894
通信運搬費	2,827	0	0	2,827
減価償却費	0	0	0	0
会議費	20	0	0	20
消耗品費	580	0	0	580
印刷製本費	974	0	0	974
光熱水費	400	0	0	400
賃借料	1,855	0	0	1,855
諸謝金	4,996	0	0	4,996
公租公課	920	0	0	920
支払負担金	213	0	0	213
支払助成金	1,260	0	0	1,260
支払委託費	1,782	0	0	1,782
基本財産預金支出	0	0	0	0
雑費	468	0	0	468

イ 管理費	0	3,252	0	3,252
役員報酬	0	1,100	0	1,100
常勤職員給料手当	0	0	0	0
賞与引当金繰入額	0	119	0	119
退職給付費用	0	0	0	0
福利厚生費	0	60	0	60
会議費	0	5	0	5
旅費交通費	0	80	0	80
通信運搬費	0	370	0	370
消耗品費	0	10	0	10
印刷製本費	0	46	0	46
光熱水費	0	47	0	47
賃借料	0	230	0	230
諸謝金	0	1,000		1,000
支払負担金	0	36	0	36
公租公課	0	0	0	0
基本財産預金支出	0	0	0	0
雑費	0	149	0	149
經常費用計(2)=ア+イ	47,044	3,252	0	50,296
(3) 評価損益計				
ア 評価損益等調整前当期經常損益等	0	0	0	0
イ 基本財産評価損益等	0	0	0	0
ウ 特定資産評価損益等	0	0	0	0
エ 投資有価証券評価損益等	0	0	0	0
評価損益計(3)=ア~エ	0	0	0	0
(4) 当期經常増減額				
当期經常増減額=(1)-(2)-(3)	-1,846	-537	0	-2,383
2 經常外増減の部				
(1) 經常外収益				
ア 他会計からの繰入額	0	0	0	0
經常外収益計(1)	0	0	0	0
(2) 經常外費用				
ア 他会計への振替額	0	0	0	0
經常外費用計(2)	0	0	0	0
(3) 当期經常外増減額				
当期經常外増減額=(1)-(2)	0	0	0	0
3 当期一般正味財産増減額=1+2	-1,846	-537	0	-2,383
4 一般正味財産期首残高	28,739	5,072	0	33,811
5 一般正味財産期末残高=3+4	26,893	4,535	0	31,428
II 指定正味財産の部				
ア 受取寄附金	-7	0	0	-7
受取寄附金	10	0	0	10
基本財産評価益	-17	0	0	-17
イ 基本財産運用益	15,382	2,715	0	18,097
基本財産利息収入	15,382	2,715	0	18,097
ウ 一般正味財産への振替額	15,382	2,715	0	18,097
一般正味財産への振替額	15,382	2,715	0	18,097
1 指定正味財産増減額=ア+イ-ウ	-7	0	0	-7
2 指定正味財産期首残高	790,832	139,559	0	930,390
3 指定正味財産期末残高=1+2	790,825	139,558	0	930,383
III 正味財産期末残高= I 5+ II 3	817,718	144,093	0	961,811